

令和3年度第23回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和3年11月1日 (月曜日)
 開催場所 委員会室
 開始時間 午前 10時00分
 終了時間 午前 11時20分

庁議内容

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 付議 | 1 管理職員特別勤務手当の創設について |
| | 2 超過勤務等時間数の上限設定について |
| 報告事項 | 3 伝染病予防消毒作業手当の名称変更及び特例措置の実施について |
| | 4 国立市立学校給食センター整備運営事業庁内検討会における検討状況について |
| その他報告 | 5 令和3年度くにたち人権月間について |
| | 6 IKEA子ども募金のサポートによる国立市女性支援の取組について |
| | 7 個人情報保護法の改正に伴う市における個人情報保護制度の見直しについて |

出席者(14名)

庁議メンバー
 (14名)
 市長
 副市長
 教育長
 政策経営部長
 行政管理部長
 健康福祉部長
 地域包括ケア・健康づくり推進担当部長
 子ども家庭部長
 生活環境部長
 都市整備部長
 都市整備部参事
 会計管理者
 議会事務局長
 教育次長

代理出席者
 (0名)

【付議】

- 管理職員特別勤務手当の創設について
 ・説明員：職員課長
 <内容>
 (内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)
- 超過勤務等時間数の上限設定について
 ・説明員：職員課長
 <内容>
 (内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

【報告事項】

- 伝染病予防消毒作業手当の名称変更及び特例措置の実施について
 ・説明員：職員課長
 <内容>
 新型コロナウイルス感染症対応の一環として、伝染病予防消毒作業手当の名称変更及び特例措置を実施することについて報告があった。
- 国立市立学校給食センター整備運営事業庁内検討会における検討状況について
 ・説明員：新学校給食センター開設準備室調整担当課長
 <内容>
 庁内検討会における検討状況及び緊急時の給食支援業務等の協力に関する協定等について報告があった。

【その他報告】

- 令和3年度くにたち人権月間について
 ・説明員：市長室長
 <内容>
 令和3年度くにたち人権月間の企画内容について報告があった。
- IKEA子ども募金のサポートによる国立市女性支援の取組について
 ・説明員：市長室長
 <内容>
 IKEA立川より家具の寄贈を受けて女性支援の取組を行ったことの報告があった。
- 個人情報保護法の改正に伴う市における個人情報保護制度の見直しについて
 ・説明員：情報管理課長、文書法制係長
 <内容>
 個人情報保護法の改正に伴う市の対応について報告があった。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和3年11月1日開催）

付議事案名：管理職員特別勤務手当の創設について

提案課 行政管理部 職員課

議事要旨公開・時限非公開の別

- 決裁後公開します (をチェックした場合、その理由)
 (庁議で集約)後公開します

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

管理職に対する給与制度上の措置として管理職員特別勤務手当を創設することについて、庁内決定するために付議するものである。

2. 経過及び現状

今般の新型コロナウイルス感染症への対応等においては、管理職が平時には想定されない業務に従事し、適正な公務運営の維持を図ってきているところであり、現行の正規の勤務時間の延長線にない勤務かつ、実際にその負担が明確であるものに限って特別の手当を支給する管理職員特別勤務手当を制度化するもの。

令和3年10月14日 管理職の勤務状況に関する調査

令和3年10月21日 政策調整会議

令和3年11月1日 庁議付議

令和3年第4回定例会 議案提出予定

3. 具体的な措置

(1) 令和3年第4回定例会にて、以下の2本の条例案を提出する。

「国立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

「国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」

(2) 令和3年4月1日（遡及適用）

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑】

・特になし

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和3年11月1日開催）

付議事案名：超過勤務等時間数の上限設定について

提案課 行政管理部 職員課

議事要旨公開・時限非公開の別

- 決裁後公開します (をチェックした場合、その理由)
- (庁議で集約)後公開します

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

超過勤務時間数の上限を設定することについて、庁内決定するために付議するものである。

2. 経過及び現状

国及び民間企業においては平成31年4月から時間外労働等の時間数の上限規制が導入され、地方自治体においても超過勤務時間数の上限規制の導入が求められている。他団体の取扱い等を踏まえ、本市においても、超過勤務時間数の上限規制を設け、適切な管理に取り組んでいくこととする。

令和3年10月21日 政策調整会議
令和3年11月1日 庁議付議
令和3年第4回定例会 議案提出予定

3. 具体的な措置

- 令和3年第4回定例会にて、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」を提出し、条例に規則への委任規定を設ける。
- 「国立市一般職の職員の超過勤務命令に関する上限時間の設定等に関する規則（仮）」を新設する。
- 公布の日から施行

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑】

- 上限設定を行う根拠法は何か。
直接の根拠法はないが、労働基準法や人事院規則に同様の定めがあり、地方自治体においては条例や規則で設定することとする国からの通知がある。
- 給与条例主義に照らし、規則委任できる根拠は何か。
組織内部の規定であるので、規則委任可能と判断した。
- 36協定を締結する職種とのバランスはどうか。
地方公務員法適用の職種についても、36協定対象職種と同様の上限となっている。
- 規則で上限設定することは一般的なのか。
都内の他の自治体では規則で設定している。
- 上限が守られなかったときはどうなるのか。
所属長は上限を超えないようマネジメントを行うことを原則とし、超えた場合には特例業務に該当するか否かの分析を行う。なお、上限を超えて超過勤務を行った場合でも手当の支払いは行う。
- 上限を超えて超過勤務命令を出した所属長へのペナルティはあるのか。
1回超過したら即処分ということは考えていないが、その状態を放置したり継続的に超過したりするような状況であれば処分の対象となりうる。
- 市議会の会議時間が延長になった場合は他律的業務に該当するのか。
状況によっては他律的業務に該当しうる。